

令和7年和泉市教育委員会第3回定例会

日 時：令和7年3月27日（木） 午後3時00分から
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 教育長の報告

4. 審議事項

- 議案第14号 和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する和泉市教育委員会規則制定について
- 議案第15号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第16号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第17号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育館施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について
- 議案第18号 和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する規則制定について
- 議案第19号 和泉市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第20号 和泉市いじめ防止基本方針の改訂について
- 議案第21号 いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの制定について
- 議案第22号 令和7年度学校に対する指示事項について（別冊）
- 議案第23号 令和7年度幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項について（別冊）

5. 承認事項

- （1）教職員の処分について（非公開）

6. 報告事項

- （1）桃山学院大学と和泉市教育委員会との連携に関する協定の締結について
- （2）「2026年和泉市はたちのつどい」に係る開催部数変更について
- （3）セネガル共和国への和泉市長公式訪問団の派遣報告について
- （4）令和7年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和6年度事業分）（素案）について（別冊）
- （5）和泉市教育振興基本計画（令和7年度行動計画編）について（別冊）
- （6）「大阪府公立学校長（任期付）」令和8年度任用に係る意向調査について（非公開）
- （7）教職員の処分について（非公開）

7. その他

8. 閉会

教育長の報告（令和7年2月27日～3月26日）

- 3月2日（日） ニューススポーツフェスタ（和泉市民体育館）
第20回和泉市長杯サッカー大会閉会式（関西トランスウェイスportsスタジアム）
- 3月4日（火）～7日（金）
令和7年和泉市議会第1回定例会＜予算審査特別委員会＞（委員会室）
- 3月5日（水） レクサス泉北20周年記念イベント（フェニーチェ堺）
- 3月9日（日） 和泉市久保惣記念美術館茶室耐震補強工事（1期）完成記念茶室見学・立礼茶会
（久保惣記念美術館）
- 3月10日（月） 令和7年和泉市議会第1回定例会＜予算審査特別委員会＞（委員会室）
- 3月11日（火） 信太山自衛隊協力会「三浦連隊長を囲む会」（関空泉大津ワシントンホテル）
- 3月12日（水） 令和6年度第2回IT推進本部会議（市役所）
令和6年度和泉市子どもの読書活動推進協議会（市役所）
- 3月14日（金） 桃山学院教育大学閉学式・閉学記念パーティ（桃山学院教育大学エレノアホール）
特定非営利活動法人和泉テクノFC 2025シーズンキックオフパーティー
（和泉シティプラザ レセプションホール）
- 3月15日（土） 一般社団法人和泉市歯科医師会 創立60周年記念式典・祝賀会（ホテル日航大阪）
- 3月18日（火） 令和6年度第2回社会教育委員会議（市役所）
- 3月19日（水）・21日（金）
令和7年和泉市議会第1回定例会＜一般質問＞（議場）
- 3月23日（日） 和泉市立南横山小学校閉校記念式典（南横山小学校）
和泉市立横山小学校閉校記念式典（横山小学校）
- 3月24日（月） 次期総合計画等策定委員会（市役所）
- 3月25日（火） 令和7年和泉市議会第1回定例会＜議案審議＞（議場）
- 3月26日（水） 一般財団法人和泉市文化振興財団 令和6年度第2回理事会（久保惣記念美術館）
桃山学院大学との連携協定締結式（桃山学院大学）
泉州広告（ぱど）感謝状贈呈式（教育長室）

議案第14号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する和泉市教育委員会規則制定について

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する和泉市教育委員会規則を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に伴い、教育委員会が処理する事務等に関して必要な事項を定める必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する和泉市教育委員会規則（案）

和泉市教育委員会に係る手続等に関する和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例(令和7年和泉市条例第3号)の施行については、市長に係る手続等の例による。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の施行に関する
和泉市教育委員会規則制定について（概要）

教育総務課

1 制定の理由

「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）」の公布を受け、本市においても手続等のオンライン化を進めている。

根拠条例等の規定により書面が前提とされる手続等への対応として、個別の条例等を改正することなく、一体的にオンラインによる手続を可能にする通則条例「和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例」を市長部局において制定した。

条例では対象に市長のほか、教育委員会等の執行機関、消防本部、議会等を含むが、規則については各執行機関において個別に制定する必要があることから、教育委員会が所管する事務等については、市長部局が処理する事務の例によることを規則にて定めるもの。

2 主な内容（市長部局の規則に規定）

- ①オンライン申請及び電子決済の方法（第3条～第6条）
- ②オンラインによる処分通知等の方法（第8条～第12条）
- ③電磁的記録（データ）による縦覧等の方法（第13条）

3 施行期日

令和7年4月1日

(参考) オンラインにて可能な対象手続(令和6年11月時点)

室・課名	手続名
学校教育室	就学援助費受給申請書、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書、子どもの夢応援奨学金交付申請、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、就学相談申込、進路相談申込、入学準備金の申請
こども未来室幼保運営担当	保育施設の利用申込及び支給認定、保育施設等の現況届
人事課	会計年度任用職員(一般事務)登録申込
総務管財室総務担当	情報公開請求、情報公開申出、個人情報開示請求
税務室市民税担当	課税(所得)証明書、市・府民税の申告、軽自動車税に係る障がい者等減免の継続届出
税務室資産税担当	評価・公課証明書、罹災証明書・罹災届出証明書
税務室納税担当	納税証明書、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)
高齢介護室 介護保険担当	要介護・要支援新規認定の申請、要介護・要支援更新認定の申請、要介護・要支援状態区分変更認定の申請 居住(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出、住所移転後の要介護・要支援認定申請 介護保険負担割合証・被保険者証の再交付申請、居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修前)、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請(住宅改修後) 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請、介護保険負担限度額認定申請、高齢介護(予防)サービス費の支給申請
市民室	住民票(写し)、戸籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書、パスポート受領予約 電子申請パスポート受取場所選択、転出届(オンライン)、おくやみコーナー予約
保険年金室 国民健康保険担当	国民健康保険集団健診申し込み、国民健康保険の資格喪失届、限度額適用認定証の申請 国民健康保険料簡易申告(収入申告)、国民健康保険料納付証明書、国民健康保険料特例対象被保険者等に係る減額の届出
くらしサポート課	就労・ひきこもり・生活困窮のオンライン相談予約
子育て支援室 こども支援担当	児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、児童手当等の額の改定の請求及び届出 児童手当に係る氏名変更/住所変更等の届出、受給事由消滅の届出、未支払の児童手当等の請求 児童手当等に係る寄附の申出、児童手当等に係る寄附変更等の申出、児童手当等の現況届 児童扶養手当の現況届の事前送信

室・課名	手続名
健康づくり推進室 健康増進担当	妊娠の届出、産後ケア事業利用申請
健康づくり推進室 予防推進担当	犬の登録、犬の鑑札再交付、犬の死亡届、犬の登録情報変更、狂犬病予防注射済票交付、狂犬病予防注射済票再交付
都市政策室都市政策担当	屋外広告物許可申請の受付
建築住宅室住宅政策担当	老朽空き家等通報
都市整備室公園緑地担当	損傷等通報（公園）
土木維持管理室	損傷等通報（道路）
お客さまサービス課	水道の使用開始・休止の仮申請
会計室	事業者口座登録
選挙管理委員会	名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求
消防本部警防課	訓練指導申請、自衛消防訓練申請、消防庁舎見学申請、月例救命講習申請、救命講習開催依頼申請、救護証明書の発行申請
消防本部予防課	【火災】罹災証明書・事故証明書の発行申請、防火・防災管理者選任（解任）届出、消防計画作成（変更）届出 統括防火・防災管理者選任（解任）届出、全体についての消防計画作成（変更）届出、防火対象物点検結果報告 防災管理点検結果報告、自衛消防組織設置（変更）届出、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告 工事整備対象設備等着工届出、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出

和泉市条例第 3 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関等に係る手続等に関し、情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及び議会の規則その他の規程を含む。以下同じ。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則並びに教育委員会規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 市長、地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関、消防本部（消防署を含む。）、地方公営企業法第7条の規定に基づき市に置かれる管理者（管理者の権限を行う市長を含む。）若しくはこれらに置かれる機関若しくはこれらの機関の職員であって法律若しくは条例において独立に権限を行使することを認められた職員又は議会をいう。

イ 地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。
- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えるこ

とができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。
- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
 - 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
 - 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（添付書面等の省略）

第7条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申

請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとすることができる。

（手続等における情報通信技術の利用に関する状況の公表）

第8条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

和泉市長

和泉市規則第 号

和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例（令和7年和泉市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市長等 次に掲げるものをいう。

ア 市長又は市長に置かれる機関

イ アに掲げる機関の職員であって法律又は条例等上独立に権限を行使することを認められた職員

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者

（2）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（3）電子証明書 次に掲げるもの（市長等が市の機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

エ 市の職又は組織に係る電子署名を行うために用いる符号が当該職又は組織に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録

オ その他市長が定める電子証明書

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより次に掲げる事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、第3号に掲げる事項については、同号に規定する添付すべきこととされている書面等を市長等に提出するときは、この限りでない。

（1）当該市長等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項

（2）当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

（3）当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等に記載すべきこととされ、又は記載されている事項

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 他の条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せて必要とするものを含む。）について、第1項の規定により、当該書面等のうち一通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項が入力されたものとみなす。

（申請等において氏名又は名称を明らかにする措置）

第5条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。第11条及び第15条において同じ。）及び前条第2項ただし書に規定する措置とする。

（情報通信技術による手数料又は使用料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定める方法は、第4条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

（2）申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

2 条例第3条第6項の規定により同条第1項から第5項までの規定の適用を受ける場合における第3条の規定の適用については、同条中「申請等」とあるのは、「申請等（同条第6項の規定により同条第1項の規定を適用する部分に限る。次条から第6条までにおいて同じ。）」とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 市長等は、前項の処分通知等を行うときは、原則として、当該処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨を市長等の定めるところによる届出

(2) 前号に掲げるもののほか、市長等が別に定める方式

(処分通知等において氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第12条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

2 条例第4条第5項の規定により同条第1項から第4項までの規定の適用を受ける場合における第8条の規定の適用については、同条中「処分通知等」とあるのは、「処分通知等(同条第5項の規定により同条第1項の規定を適用する部分に限る。次条から第11条までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第13条 市長等は、条例第5条第1項の規定により同項の当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行うときは当該

事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第14条 市長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

2 市長等が、条例等の規定（条例第6条第1項を除く。）により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（作成等において氏名又は名称を明らかにする措置）

第15条 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名とする。

（条例第7条に規定する規則等で定める書面等及び措置）

第16条 条例第7条に規定する規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条に規定する規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次の各号のいずれかの措置 （1）電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された第2条第2号アに規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供

	(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、 氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供 (3) 個人番号カードの市長等への提示
和泉市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和55年和泉市条例第16号）第7条第1項の規定により市長が交付する印鑑登録証明書	前項右欄第1号に掲げる措置

（補則）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

令和7年度より市立小学校、中学校及び義務教育学校の全校に学校運営協議会を設置するため、学校協議員制度を発展的に解消する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(昭和 33 年 1 月 8 日和泉市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 4 を削り、第 3 条の 5 を第 3 条の 4 とし、第 3 条の 6 を第 3 条の 5 とし、第 3 条の 7 を第 3 条の 6 とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第15号参考資料

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（職員会議） 第3条の3 （略） 2 （略） 3 （略） 【削除】	（職員会議） 第3条の3 （略） 2 （略） 3 （略） （学校協議員） 第3条の4 学校に、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第49条第1項の規定による学校協議員を置く。ただし、和泉市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和2年和泉市教育委員会規則第14号）第3条第1項の規定により学校運営協議会を設置する学校にあっては、この限りでない。 2 学校協議員は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。 3 学校協議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦を受け、教育長が選任する。 （平17教委規則5・追加、令2教委規則14・一部改正）

新	旧
(副校長) 第3条の4 (略) 2 (略)	(副校長) 第3条の5 (略) 2 (略)

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の改正について
(概要)

学校教育室

1. 改正内容

学校協議員に関する内容を削除する。

(参考) 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正 新旧対照表

新	旧
(職員会議) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 (略)	(職員会議) 第3条の3 (略) 2 (略) 3 (略)
【削除】	(学校協議員) 第3条の4 学校に、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第49条第1項の規定による学校協議員を置く。ただし、和泉市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和2年和泉市教育委員会規則第14号)第3条第1項の規定により学校運営協議会を設置する学校にあっては、この限りでない。 2 学校協議員は、校長の求める事項について協議し、学校運営に関し意見交換や提言を行う。 3 学校協議員は、当該学校の職員以外のもので教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦を受け、教育長が選任する。 (平17教委規則5・追加、令2教委規則14・一部改正)
(副校長) 第3条の4 (略) 2 (略)	(副校長) 第3条の5 (略) 2 (略)
(首席) 第3条の5 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(首席) 第3条の6 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭) 第3条の6 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭) 第3条の7 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)

2. 改正理由

学校協議員制度を発展的に解消し、令和 7 年度より市立小学校、中学校及び義務教育学校の
全校に学校運営協議会を設置するため。

3. 施行期日 令和7年4月1日

議案第16号

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市立槇尾学園の開校に伴い、和泉市槇尾留守家庭児童会の設置及び和泉市横山留守家庭児童会の廃止を行うとともに、和泉市槇尾留守家庭児童会の運営を民間委託することに伴う主事及び支援員の役割の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則（案）

和泉市留守家庭児童会条例施行規則（平成27年和泉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧																		
（支援員） 第13条 児童会に留守家庭児童会支援員（以下「支援員」という。）を置く。 2 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、障がい児等への加配は、教育委員会が必要と認めた場合に行う。 3 支援員は、当該小学校又は義務教育学校の校長との協力の下に児童の保育及び健全育成に係る業務並びに児童会の円滑な運営に従事するものとする。 別表第1（第2条及び第3条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td colspan="3">(中略)</td></tr><tr><td>和泉市芦部留守家庭児童会</td><td>略</td><td>A 40人</td></tr></table>	名称	位置	定員	(中略)			和泉市芦部留守家庭児童会	略	A 40人	（主事及び支援員） 第13条 児童会に留守家庭児童会主事（以下「主事」という。）及び留守家庭児童会支援員（以下「支援員」という。）を置く。 2 主事は、当該小学校又は義務教育学校の校長とし、児童会の円滑な運営に従事するものとする。 3 支援員は、教育委員会が任命し、児童の保育及び健全育成に係る業務に従事するものとする。 4 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、障がい児等への加配は、教育委員会が必要と認めた場合に行う。 別表第1（第2条及び第3条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr><tr><td colspan="3">(中略)</td></tr><tr><td>和泉市芦部留守家庭児童会</td><td>略</td><td>A 40人</td></tr></table>	名称	位置	定員	(中略)			和泉市芦部留守家庭児童会	略	A 40人
名称	位置	定員																	
(中略)																			
和泉市芦部留守家庭児童会	略	A 40人																	
名称	位置	定員																	
(中略)																			
和泉市芦部留守家庭児童会	略	A 40人																	

新			旧		
(芦部小学校仲よしクラブ)		B 40人 C 40人	(芦部小学校仲よしクラブ)		B 40人
(中略)			(中略)		
和泉市いぶき野留守家庭児童会 (いぶき野小学校仲よしクラブ)	略	略	和泉市いぶき野留守家庭児童会 (いぶき野小学校仲よしクラブ)	略	略
			和泉市横山留守家庭児童会 (横山小学校仲よしクラブ)	和泉市北田中町18 3番地 (和泉市立横山小学校 校内)	39人
(中略)			(中略)		
和泉市南松尾はつが野留守家庭 児童会 (南松尾はつが野学園仲よしク ラブ)	略	略	和泉市南松尾はつが野留守家庭 児童会 (南松尾はつが野学園仲よしク ラブ)	略	略
和泉市槇尾留守家庭児童会 (槇尾学園仲よしクラブ)	和泉市仏並町207 番地の1 (和泉市立槇尾学園 内)	A 31人 B 31人			

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

こども未来室

1. 主な改正の理由

- ・和泉市立槇尾学園の開校に伴い、同学園内に和泉市槇尾留守家庭児童会を新たに設置し、閉校となる和泉市立横山小学校にある和泉市横山留守家庭児童会を廃止する。
- ・和泉市槇尾留守家庭児童会の運営を民間委託することに伴い、主事及び支援員の役割の見直しを行う必要が生じるため所要の規定の整備を行う。

2. 主な改正の内容

- ・第13条に規定する主事及び支援員について、留守家庭児童会主事を廃止し、支援員が従事する業務内容に「校長との協力の下に児童会の円滑な運営」を追加する。
- ・別表第1に規定するクラス名及び定員数について、槇尾学園の開校に伴い留守家庭児童会の新設及び廃止、芦部留守家庭児童会のクラスを増加する規定の整備を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日

議案第17号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の学校体育施設開放について、横山小学校、南横山小学校が閉校することから、両校の体育施設の開放日時を定めるものである。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則（案）

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則（平成28年教委規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

新	旧
（目的） 第1条 地域コミュニティ活動、文化・芸術活動及びスポーツ活動を通じて、市民の生涯学習活動の推進に資するため、学校教育に支障のない範囲において市立小学校、中学校及び義務教育学校（閉校した学校を含む。以下「学校」という。）の体育施設を開放し、本市地域及び社会教育の一層の振興を期することを目的とする。 （開放校の指定） 第3条 開放する学校（以下「開放校」という。）は、別表のとおりとする。 （開放施設） 第4条 開放校において開放する施設（以下「開放施設」という。）は、運動場及び体育館とする。ただし、開放校の	（目的） 第1条 地域コミュニティ活動、文化・芸術活動及びスポーツ活動を通じて、市民の生涯学習活動の推進に資するため、学校教育に支障のない範囲において市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を開放し、本市地域及び社会教育の一層の振興を期することを目的とする。 （開放校の指定） 第3条 開放校については、当該学校長の意見を聞いて委員会が指定する。 （開放施設） 第4条 開放する施設は、運動場及び体育館とする。ただし、開放校の実情及び施設の状況等により変更することがで

実情及び施設の状況等により変更することができる。

（開放日時）

第5条 開放施設の開放の日時は、別表のとおりとする。ただし、開放校の運営等に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき又は教育委員会が開放の日時の変更等の必要があると認めるときは、この限りでない。

（使用資格）

第7条 開放施設を使用できるものは、構成員の3分の2以上が市内に居住、在職又は在学するものである団体であって、かつ、責任者が置かれている団体とする。

別表（第3条、第5条関係）

【旧横山小学校】

施設名	開放日	開放時間
運動場	年間を通じて	午前8時～午後5時
体育館	年間を通じて	午前8時～午後9時

【旧南横山小学校】

施設名	開放日	開放時間
運動場	年間を通じて （学校教育活動を行う日）	午前9時～午後5時

きる。

（開放日時）

第5条 施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前条の規定にかかわらず、開放校の特別の事情により変更し、または、臨時に休止することができる。

（使用資格）

第7条 開放施設を使用できるものは、市内に居住、在職または在学するもので構成された団体で責任者の明確なものとする。

別表（第5条関係）

施設名	摘要	開放日	開放時間
運動場	夜間照明設備を設置していない学校	土曜日・日曜日及び祝日	午前9時～午後5時
		長期休業日	
	夜間照明設備を設置している学校	平日	午後6時～午後9時
		土曜日、日曜日及び	午前9時～午

	を除く)					び祝日	後9時
	年間を通じて					長期休業日	
体育館	(学校教育活動を行う日	午前9時～午後9時		体育館	全ての学校	平日	午後6時～午
	を除く)						後9時
【旧横山小学校、旧南横山小学校以外の学校】							
施設名	摘要	開放日	開放時間			土曜日、日曜日及	午前9時～午
運動場	夜間照明設備を設置 していない学校	土曜日・日曜日	午前9時～午			び祝日	後9時
		及び祝日	後5時			長期休業日	
		長期休業日					
	夜間照明設備を設置 している学校	平日	午後6時～午				
			後9時				
		土曜日、日曜日	午前9時～午				
体育館	全ての学校	及び祝日	後9時				
		長期休業日					
		平日	午後6時～午				
			後9時				
		土曜日、日曜日	午前9時～午				
		及び祝日	後9時				
		長期休業日					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則制定について（概要）

生涯学習推進室

1. 改正の理由
- 令和7年3月31日で閉校となる横山小学校、南横山小学校について、引き続き、学校体育施設開放事業で施設を活用するため、閉校する学校の取扱いを追加する等、所要の措置を講ずるもの。
- ・横山小学校

…

跡地活用の方性性が決定されるまでの時限的措置
- ・南横山小学校

…

引き続き学校教育活動で使用（詳細は次頁）
2. 主な改正の内容
- (1) 第1条内に以下、下線部のとおり文言を追記。

「～義務教育学校（閉校した学校を含む。以下「学校」という。）
- (2) 第7条内に以下、下線部のとおり文言を追記。

「開放施設を使用できるものは、構成員の3分の2以上が市内に居住、在職又は在学するものである団体であって、かつ、責任者が置かれている団体とする
- (3) 別表内に以下、下線部のとおり文言を追記。

【旧横山小学校】

施設名	開放日	開放時間
運動場	年間を通じて	午前8時～午後5時
体育館	年間を通じて	午前8時～午後9時

【旧南横山小学校】

施設名	開放日	開放時間
運動場	年間を通じて (学校教育活動を行う日を除く)	午前9時～午後5時
体育館	年間を通じて (学校教育活動を行う日を除く)	午前9時～午後9時

【旧横山小学校及び旧南横山小学校以外の学校】

施設名	学校の種別	開放日	開放時間
運動場	<u>夜間照明設備を設置していない学校</u>	<u>土曜日・日曜日及び祝日</u>	午前9時～午後5時
		<u>長期休業日</u>	
	<u>夜間照明設備を設置している学校</u>	<u>平日</u>	午後6時～午後9時
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	午前9時～午後9時
		<u>長期休業日</u>	
体育館	<u>全ての学校</u>	<u>平日</u>	午後6時～午後9時
		<u>土曜日、日曜日及び祝日</u>	午前9時～午後9時
		<u>長期休業日</u>	

旧南横山小学校の活用について

1. 方向性

- ・旧南横山小学校を閉校後も市の施設として活用する場合、本来「公の施設」として新たに条例設置する必要があるが、和泉市南部地域等まちづくり計画において、令和7年度以降の旧南横山小学校の活用について以下のとおり整理している。

「当面は、既存校舎・体育館を活用することとし、築60年となる令和13年度を意識し、令和10年度頃を目途に、この間の利用状況に鑑みた教育活動の場としての活用方法を検討する。」

⇒このことから、令和7年度以降は、「教育活動の場としての活用方法を検討する期間」とし、令和10年度を目途に施設の使用目的を明確にする。併せて、必要に応じて条例設置等の法的整備について対応を行う。それまでは「処理留保財産」として取り扱う。

2. 令和7年度以降の活用方法

当面の間は、活用方法を検討するための試験的な運用として、槇尾学園をはじめとした市内各校および地域が利用する。

①市内各校での活用

(主として活用する学年)

- ・1～4年生が主に利用
- ・5、6年生や中学生（義務教育学校後期課程）についても学習内容に応じ利用を検討

(活用方法)

- ・自然体験や地域での活動を中心とした屋外学習活動の実施
例) 学校林や川での体験活動、自然観察（植物・昆虫・川など）、うぐいす踊り、炭焼き体験、校区探検の拠点 など
- ・2時間授業や午前半日などまとまった時間での活用
- ・ノーカバンデーや地域との交流などでの利用や弁当を持参し使用するような活用も想定
- ・利用等の管理・調整は利用校と槇尾学園により行う

②地域等による活用

- ・これまでどおり学校体育施設開放事業は継続
- ・老人クラブやプレイパーク等地域の利用も想定

3. 施設の維持管理について

- ・週2日程度、用務員(シルバー人材センターからの派遣)を配置

議案第18号

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する規則制定について

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する規則を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョンの策定に伴い、役割を終えた和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則を廃止する規則(案)

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則(令和6年和泉市教育委員会規則第11号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会規則の廃止について(概要)

久保惣記念美術館

1. 廃止の理由

和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン(案)の策定により、その調査審議を行っていた和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会が役割を終えたため、和泉市附属機関に関する条例を改正して委員会を削除した。ついては条例改正により委員会が廃止されたので、委員会について定めた規則を改正する。

2. 施行期日

令和7年4月1日

議案第19号

和泉市スポーツ推進委員の委嘱について

和泉市スポーツ推進委員規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第1条の2の規定に基づき、別紙の者に対し和泉市スポーツ推進委員の委嘱を行う。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

スポーツ基本法における目的達成のため、和泉市スポーツ推進委員規則第1条の2に基づき、スポーツ推進委員を委嘱する必要がある。

これが、議案を提出する理由である。

参考条文

○スポーツ基本法

(目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

○和泉市スポーツ推進委員規則（一部抜粋）

(委嘱)

第1条の2 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、教育委員会が委嘱する。

○和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（一部抜粋）

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。
- (5) 社会教育委員等の個別の法律に定めのある委員の任免に関すること。
- (6) 請願及び訴訟に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。

和泉市スポーツ推進委員 委嘱対象者名簿

○委嘱する者（再任）

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

	氏名	経歴等	備考	2025年4月1日 時点経験年数
1	飯田 浩司	水泳経験者、水泳指導経験者	再任	4年
2	岸脇 直子	陸上競技経験者	再任	6年

～参考～

○任期中の者

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

	氏名	経歴等	備考	2025年4月1日 時点経験年数
1	金谷 忠男	陸上競技経験者	再任	43年
2	西川 信哉	野球等競技経験者	再任	39年
3	高井 政雄	野球、陸上等経験者、子ども会等活動経験	再任	33年
4	河原 千恵子	バレーボール、バドミントン等経験者	再任	33年
5	藤原 健太郎	陸上競技経験者	再任	33年
6	北野 幸子	スポーツ教室講師	再任	33年
7	上杉 憲二	陸上競技経験者	再任	30年
8	北根 吉夫	陸上競技経験者	再任	29年
9	瀬口 裕巳	バレーボール等競技経験者	再任	29年
10	山中 政子	バレーボール競技経験者	再任	29年
11	鈴木 守	陸上競技経験者	再任	28年
12	池田 功	陸上競技経験者	再任	27年
13	道岡 みどり	陸上競技経験者	再任	26年
14	庄司 昌規	陸上競技経験者	再任	25年
15	石戸 さゆり	陸上競技経験者	再任	23年
16	橋本 すず代	元保育士、元体育指導員	再任	21年
17	藤原 達也	体育大学卒業	再任	21年
18	山本 紀子	陸上競技経験者	再任	20年
19	芝 真宏	陸上競技経験者	再任	17年
20	山尾 幸弘	スポーツ団体運営者	再任	16年
21	増井 由起子	バレーボール、インディアカ経験者	再任	14年
22	上田 艶子	創作ダンス経験者	再任	11年
23	平松 直記	陸上競技経験者	再任	11年
24	須藤 美紀	スポーツボランティア経験者	再任	11年
25	中尾 忠史	スポーツボランティア経験者	再任	11年
26	横田 武	陸上競技経験者	再任	11年
27	芝山 賢次	保健体育科教諭資格所有	再任	10年
28	平田 昌弘	キックベースボール指導経験者	再任	5年
29	藤浦 均	和泉市ソフトボール連盟所属、ソフトボール審判員・記録員保持者	再任	3年
30	松岡 俊男	ハンドボール・柔道・剣道経験者	再任	3年
31	西森 俊介	小学校教員	再任	3年
32	芦田 三雄	和泉市ディスコン協会所属、大阪府ディスコン協会登録	再任	3年
33	梶 久巳	元中学校教員、陸上競技経験者	再任	3年
34	坂口 裕誠	大学生、野球経験者	再任	3年
35	山東 悟	陸上競技経験者	再任	1年
36	楠本 順司	卓球、テニス経験者	再任	1年
37	中井 洋孝	バスケットボール、ボクシング経験者	再任	1年
38	吉田 菜々	陸上競技経験者	再任	1年

議案第20号

和泉市いじめ防止基本方針の改訂について

和泉市いじめ防止基本方針を次のように改訂する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

令和6年8月に文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂し、重大事態調査への学校や関係者の対応がより明確化されるとともに、調査組織の中立性・公平性を確保する必要性等が整理され、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応が求められるようになったことを受け、本市においても「和泉市いじめ防止基本方針」の「重大事態の対処」の項を見直す必要がある。これが本議案を提出する理由である。

議案第20号

和泉市いじめ防止基本方針の改訂について（案）

和泉市いじめ防止基本方針の一部を次のように改訂する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改訂する。

新	旧
Ⅲ 重大事態への対処 （１）重大事態の報告 ○「<u>いじめにより重大な被害が生じた疑い</u>」、「<u>いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い</u>」の段階も含め、<u>重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したも</u><u>のとして同様に報告を行います。</u> （３）調査の実施 ○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。 ・学校が主体となって調査を行う場合 学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行	Ⅲ 重大事態への対処 （１）重大事態の報告 ○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。 （３）調査の実施 ○教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。 ①学校が主体となって調査を行う場合 学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行

新	旧
います。 ・教育委員会が主体となって調査を行う場合 <u>全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。</u> <u>教育委員会は、必要な事務局機能を担います。</u> <u>※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。</u> (4) 調査結果の報告及び提供 ○学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。<u>その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。</u>	います。 ②教育委員会の附属機関が主体となって調査を行う場合 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関である「市対策委員会」が行います。なお、学校による調査結果について、保護者が改めて第三者による調査を希望し、その必要があると認める場合や、事実関係を明確にするために専門的見地からの調査が必要な場合も、「市対策委員会」が調査を行います。 (4) 調査結果の報告及び提供 ○学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会の附属機関が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。 ○学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

新	旧
○<u>調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行います。</u> ○<u>説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。</u> ○<u>学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明します。</u> ○<u>学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明します。</u> <u>(6) 調査報告書の公表</u> ○<u>調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公</u>	

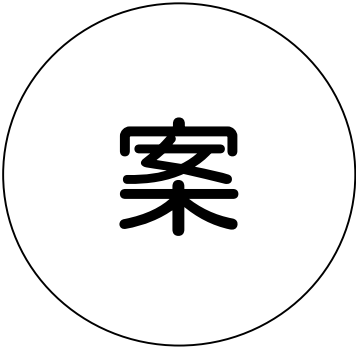
新	旧
<u>表します。</u> <u>(7) 市長による再調査等</u> ○(4)の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために<u>必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、再調査を行います。</u>	(6) 市長による再調査等 ○(4)の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、さらに詳細な調査が必要であると認めるときには、法30条第2項に基づき、報告結果について再調査を行います。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

和泉市いじめ防止基本方針



案

平成 29 年 2 月 策定

令和 5 年 4 月 改訂

令和 7 年 月 改訂

和泉市・和泉市教育委員会

目次

はじめに	1
I いじめの防止等のための基本的な方向	
1 いじめの定義	2
2 基本理念	3
(1) いじめは絶対に許されない	
(2) 対等で豊かな人間関係を築く	
(3) 地域社会全体で取り組む	
II いじめの防止等のための対策	
1 和泉市における体制整備	4
(1) 総合教育会議の開催	
(2) 和泉市いじめ問題対策連絡協議会の設置	
(3) 和泉市いじめ防止対策委員会の設置	
2 学校が実施する施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 学校基本方針の運用	
(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置	
(4) いじめ防止等に関する取組み	
学校いじめ対応図	7
3 教育委員会が実施する施策	8
(1) 学校への支援	
(2) 相談機関の整備と周知	
III 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の報告	
(2) 総合教育会議の開催①	
(3) 調査の実施	
(4) 調査結果の報告及び提供	
(5) 総合教育会議の開催②	
(6) 市長による再調査等	
(7) 総合教育会議の開催③	
(8) 議会への報告	
重大事態発生時の対応フロー	12

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本市教育委員会では、いじめはどの児童生徒にもどの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、未然防止、早期発見、早期対応の取組みをすすめるべく、「学校に対する指示事項」等に加えて、「いじめ対応研修」の実施を通じて、各学校に対し指導してきたところです。各学校においては、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校内に「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、いじめの防止等について組織的に対応をしています。

『和泉市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）』は、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、これまで教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、いじめの重大事態が発生した場合の学校・教育委員会・市における組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等一層の取組みの強化を図るため、いじめの防止等のための基本的な方針として策定するものです。

I いじめの防止等のための基本的な方向

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法による定義

「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（法第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

2 基本理念

(1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての児童生徒に起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

(2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、児童生徒がお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

(3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめの防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、家庭や地域での児童生徒の規範意識の養成をはじめ、地域協働によるいじめの防止等のための活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で児童生徒に自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大事です。

Ⅱ いじめの防止等のための対策

1 和泉市における体制整備

(1) 総合教育会議の開催

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定（平成27年4月1日一部改正）に基づき、市長が設ける総合教育会議において、適宜、いじめの防止等の対策や児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議・調整を行います。

(2) 和泉市いじめ問題対策連絡協議会の設置

○教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめ問題等に関する機関の連携を図るため、「和泉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置します。

○連絡協議会は、教育委員会、和泉市立学校の校長会、関係行政機関等により構成します。

○連絡協議会は、市基本方針に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進するため、関係機関等相互の情報交換及び共有化を行います。

(3) 和泉市いじめ防止対策委員会の設置

○教育委員会は、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、条例により教育委員会の附属機関として「和泉市いじめ防止対策委員会（以下「市対策委員会」という。）」を設置します。

○市対策委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成します。

○市対策委員会は、市基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについて審議を行います。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第13条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」として定めます。
- 学校基本方針には、いじめの防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置、いじめの未然防止や早期発見の在り方、重大事態も含めたいじめの通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載します。
- 学校は、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめの防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

(2) 学校基本方針の運用

- 学校は、学校基本方針が実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する「いじめの防止等の対策のための組織」を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直します。
- 学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対していじめに対する考え方や取組みについて説明し、理解を得るとともに、Webページなどに掲載し周知します。

(3) いじめの防止等の対策のための組織の設置

- 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員で構成される「学校いじめ防止等対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）」を置きます。
- 内容に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理・福祉の専門的知識を有する者の参加も検討します。

(4) いじめの防止等に関する取組み

①いじめの未然防止

学校は、いじめがどの児童生徒にも起こりうることから、児童生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことによるいじめを許さない集団づくりを進め、クラス集団や自主活動の集団における信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取組みを学校教育活動のすべてにおいて取り組んでいます。

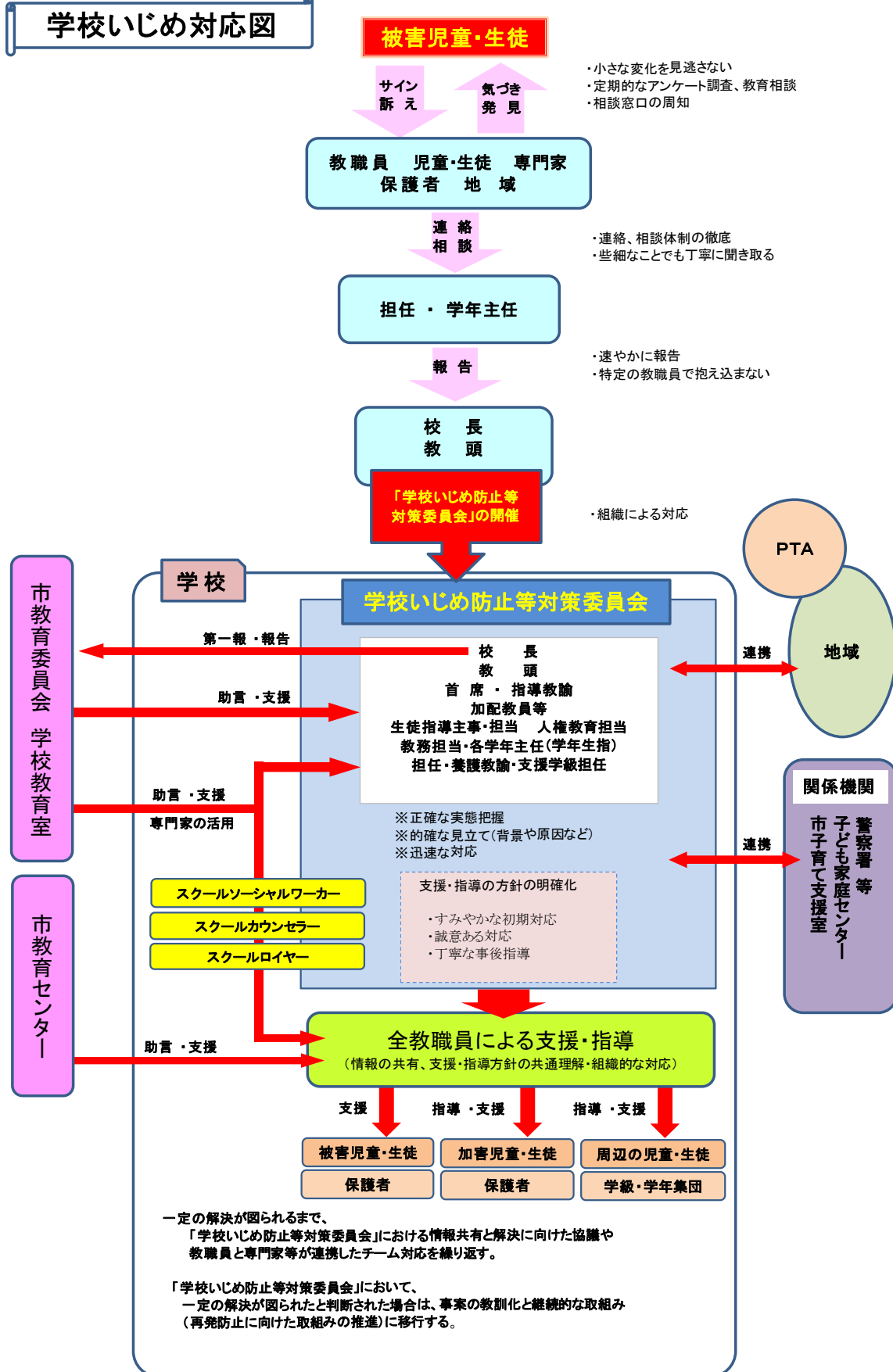
②いじめの早期発見

学校は、いじめが他人の気が付かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、判断しにくい形で行われることを認識し、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化やサインを見逃さないように努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

③いじめへの対処

いじめ（あるいは、いじめの可能性）の発見・通報が確認された場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校対策委員会に報告し、学校長の責任において、いじめの解決に向けて組織的に対応を行います。学校は、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関等と連携を図りつつ対応にあたります。

学校いじめ対応図



3 教育委員会が実施する施策

(1) 学校への支援

①学校の実践に対する指導等

教育委員会は、学校における学校基本方針の策定や体制の確立、及びいじめ防止の実践の推進等に関して、指導・助言するとともに、必要な情報提供を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用について指導・助言を行うとともに、いじめの防止等にかかる教育相談や年間計画に沿った学校の実践を支援します。

そのほか、いじめ事象が発生した際、必要に応じて指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、社会福祉士等の専門家を派遣し、学校のいじめへの対応を支援します。

②教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修を充実させ、教員の資質能力の向上を図ります。

(2) 相談機関の整備と周知

①教育相談の実施

教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として、教育センターに「いじめ相談ホットライン」を開設し、電話相談や来所による相談、メール相談を行います。

②相談窓口の広報

教育委員会のホームページや児童生徒及び保護者への配付文書等において、教育センターの教育相談をはじめとして、大阪府教育センターにおける教育相談（子ども向けの「すこやかホットライン」、保護者向けの「さわやかホットライン」）や被害者救済システム「子ども家庭相談室」、チャイルドライン等を広報します。

Ⅲ 重大事態への対処

【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

- 生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要である。

(1) 重大事態の報告

- 「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階も含め、重大事態が発生した場合は、校長は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、市長に事態発生について報告を行います。また、児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告を行います。

(2) 総合教育会議の開催①

- 市長は、総合教育会議を開催し、重大事態にかかる情報の共有を図るほか、今後の対応方針について協議を行います。

(3) 調査の実施

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体を判断します。

- ・ 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校対策委員会」が調査を行います。

教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

・ **教育委員会が主体となって調査を行う場合**

全ての調査委員が第三者で構成された、教育委員会の附属機関である「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。教育委員会は、必要な事務局機能を担います。

※学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合、事案の経緯や特性等を踏まえ、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高い場合には、「市いじめ問題調査委員会」が調査を行います。

（４）調査結果の報告及び提供

- 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。その際、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明します。
- 調査結果の説明は、基本的には調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭により説明する方法により行います。
- 説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合があります。
- 学校又は教育委員会は、いじめを行った児童生徒やその保護者に対して、調査報告書の内容について説明します。
- 学校が主体となって調査を実施した場合は、教育委員会を通じて市長に報告します。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が、市長に報告します。また、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明します。

(5) 総合教育会議の開催②

- 市長は、総合教育会議を開催し、学校及び教育委員会による調査の結果や重大事態へのこれまでの対応について検証を行います。
- 再調査を行わない場合は、再発防止策等について協議を行います。

(6) 調査報告書の公表

- 調査報告書の公表については、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン（以下「公表ガイドライン」という。）」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定します。また、公表を行うこととした場合、公表の仕方及び内容についても、「公表ガイドライン」に基づき、公表します。

(7) 市長による再調査等

- （４）の調査結果の報告を受けた市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときには、法３０条第２項に基づき、再調査を行います。
- 再調査は、公平性・中立性を図るため、当該重大事態の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない、専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成した「和泉市いじめ問題再調査委員会」を設置して行います。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、再調査の進捗状況及び結果を説明します。

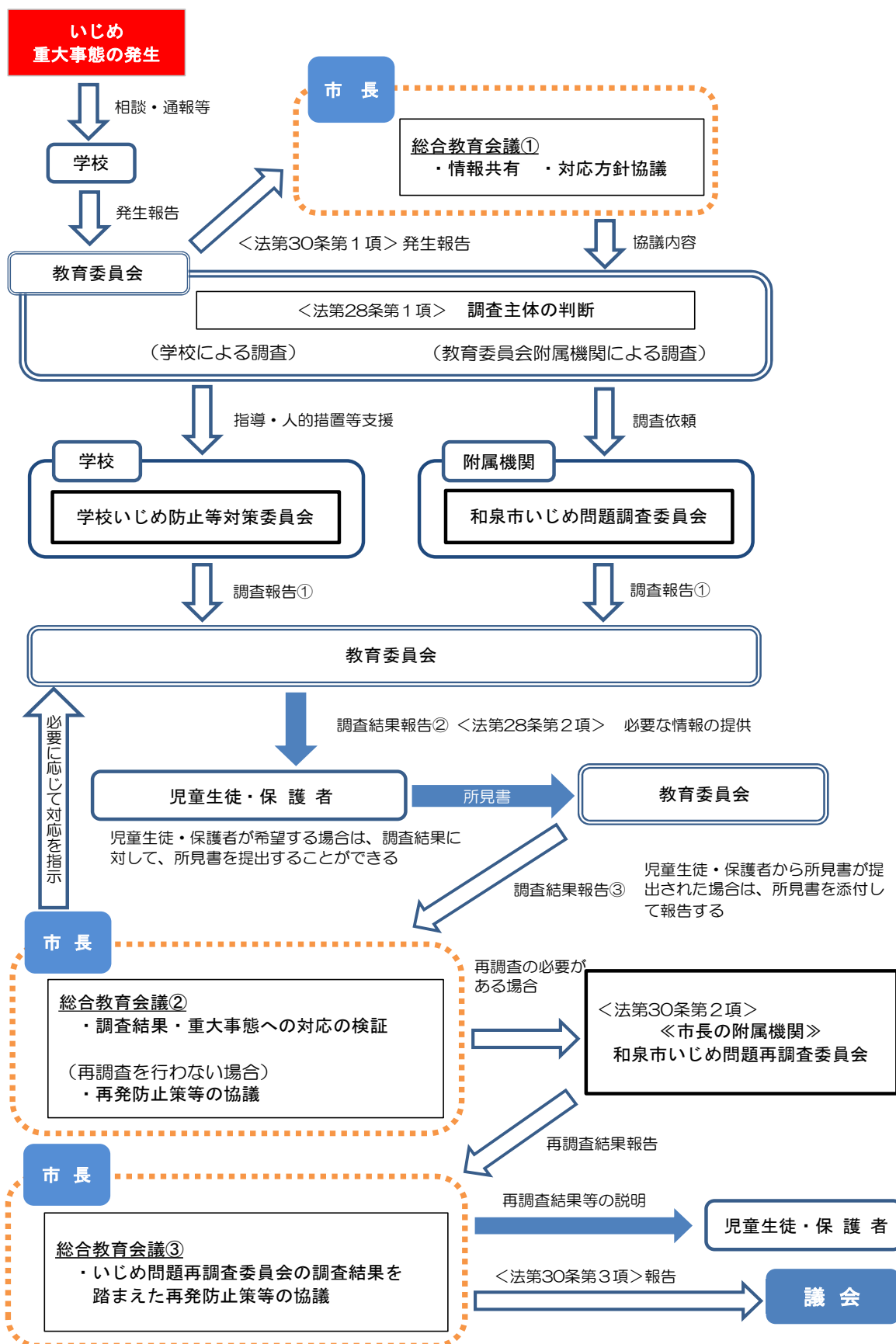
(8) 総合教育会議の開催③

- 市長は、総合教育会議を開催し、いじめ問題再調査委員会の再調査結果を踏まえ、再発防止策等について協議を行います。
- 市長と教育委員会は、自らの権限と責任において、当該重大事態への対処や再発防止等に必要な措置を講じます。

(9) 議会への報告

- 市長は、再調査を行ったときは、法第３０条第３項に基づき、その結果を市議会に報告します。
- 報告については、個々のプライバシーに対して十分配慮します。

重大事態発生時の対応フロー



和泉市いじめ防止基本方針 改訂のポイント

【改訂の目的】

国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が令和6年8月に改訂されたことから、その内容に合わせ「和泉市いじめ防止基本方針」の「重大事態への対処」の項を更新するもの。

【改訂の内容】

Ⅲ 重大事態への対処

「(1) 重大事態の報告」の項

「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階も含め報告すること、及び児童生徒や保護者から重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に報告することを追記

「(3) 調査の実施」の項

教育委員会が、総合教育会議での協議を踏まえ、事案の調査を行う主体を判断した結果、教育委員会が主体となって調査を行う場合、これまでは、「市対策委員会」が行うとしていたものを、新設する調査審議に特化した「市いじめ問題調査委員会」が行うことに変更

「(4) 調査結果の報告及び提供」の項

「いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する際に、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明する」ことを追記

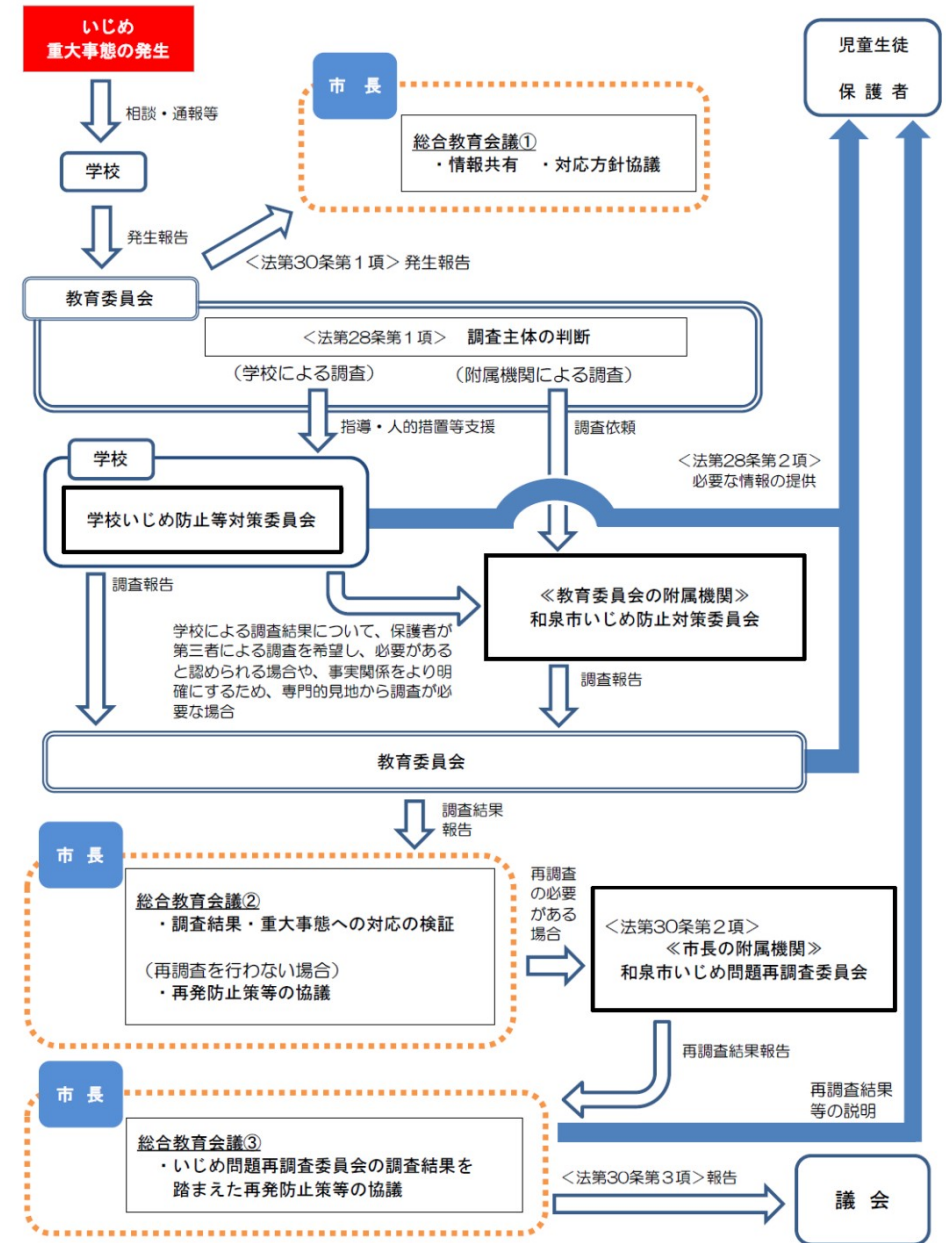
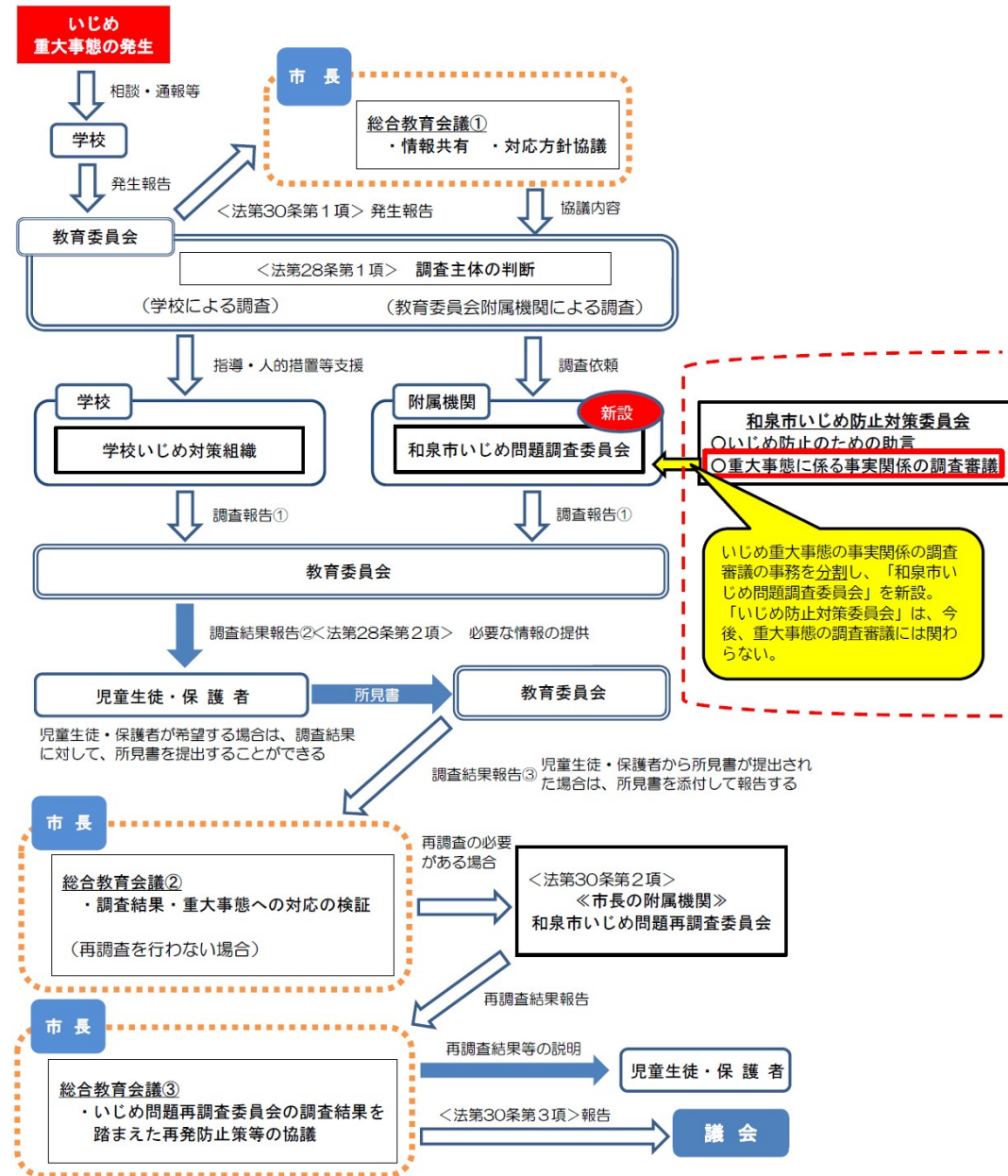
「説明の結果、調査報告書に対して、いじめを受けた児童生徒や保護者と事前に確認した調査事項に調査漏れがある場合や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、当該児童生徒や保護者の意向を確認した上で、学校又は教育委員会が追加で調査を行う場合がある」ことを追記

「いじめを行った児童生徒やその保護者に対しても、調査報告書の内容について説明する」ことを追記

「教育委員会が、調査結果を市長に報告する際に、いじめを受けた児童生徒や保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する」ことを追記

「(6) 調査報告書の公表」の項（新規）

調査報告書の公表について、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン」に基づき、教育委員会が公表の有無を決定することを記載



議案第21号

いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインの策定について

いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドラインを別紙のとおり策定する。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

令和6年8月に改訂された文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に、調査報告書の公表について明記されたことを受け、適切に公表できるよう本市において公表ガイドラインを作成する必要がある。これが本議案を提出する理由である。

いじめ重大事態に関する調査報告書の公表ガイドライン
案

令和●年●月●日

和泉市教育委員会

1 公表ガイドラインについて

このガイドラインは、和泉市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項各号に基づく重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者（以下「いじめを受けた児童生徒側」という。）、いじめを行った児童生徒及びその保護者（以下「いじめを行った児童生徒側」という。）に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

市教育委員会は、このガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じてガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

(1) 基本姿勢

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月）」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされています。

(2) 意義（目的）

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること
- ② 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること
- ④ 調査結果の公正性・中立性を確認し、信頼性を保つこと

(3) 弊害（懸念事項）

- ① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること
- ② いじめを受けた児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、いじめを受けた児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること
- ③ インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害により関係する児童生徒の成長を阻害すること
- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること

(4) 市教育委員会の方針について

市教育委員会は、いじめを受けた児童生徒側の公表の意向や、公表における意義、弊害を総合的に勘案し、調査結果を公表するか否かの判断をします。

なお、いじめを受けた児童生徒側が公表を望まない場合には、原則として調査結果の公表は行いません。公表の意向について、いじめを受けた児童生徒側といじめを行った児童生徒側に相違がある場合は、いじめを受けた児童生徒側の意向を優先的に勘案し、公表するか否

かの判断をします。

3 関係者に対する意向確認

(1) いじめを受けた児童生徒側

いじめを受けた児童生徒側には、公表について意義・弊害、市教育委員会の方針を説明し、公表の意向を確認します。

保護者等の意向だけでなく、いじめを受けた児童生徒の発達段階等を踏まえて、本人にも丁寧に説明し、双方の意向を確認します。

なお、確認にあたっては、本人や保護者のどちらかが公表を望まない場合には、原則として非公表とする旨をあらかじめお伝えします。

(2) いじめを行った児童生徒側

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めます。

但し、公表する内容については、個人が特定されないように配慮するとともに、公表することが、いじめを行った児童生徒の学校生活や、学校が行ういじめを行った児童生徒への指導に支障をきたすことがないよう配慮します。

4 公表する場合の公表の仕方及び内容について

いじめを受けた児童生徒側に公表の仕方及び公表内容について丁寧に説明・確認し、了解を得た上で公表をします。

(1) 公表方法について

「公表」とは、誰もが容易に内容を閲覧できる状態におくことをいい、具体的には、和泉市公式ホームページへの掲載により公表します。

(2) 公表資料について

調査報告書の概要をまとめたもの（以下「概要版」という。）を別に作成し、概要版を公表資料とします。

(3) 個人情報の取り扱いについて

公表資料における個人情報保護についての考え方については、ガイドラインで「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること」としています。

具体的には、和泉市情報公開条例第6条第1号で、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非開示とする旨規定しています。

いじめ調査の公表は、当該児童生徒にとっては地域社会の生活を超えて広く大衆の目を向けられることとなります。また、一旦、メディアやネットワークに載ると、出版やインターネットの記録として、永久に残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることにつながります。

このような懸念から、概要版の記載内容は、一般の方のみならず、学校関係者等であっても個人識別ができないように留意し、関係する全ての児童等の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないような範囲で作成します。

(4) 公表する期間

公表期間は、6カ月を基本としますが、公表中に、いじめを受けた児童生徒側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することとします。

また、当初非公表とした場合において、再検討は、原則として行いません。

調査報告書【概要版】

本報告書は、〇年〇月〇日に（調査主体）から提出のあった報告書を基に、本市の公表ガイドラインに従って、和泉市いじめ問題調査委員会の確認のもと、事務局が公表のための概要版として作成したものである。

1. 調査の目的、調査組織の構成

2. 事案の概要について

3. いじめの定義等

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。

本事案は、上記のいじめ防止対策推進法第2条第1項の定義に則り、いじめ行為を調査、認定したものである。

4. いじめ行為の認定について

5. 学校等の対応と課題について

6. 再発防止策の提言

議案第 22 号

令和 7 年度「学校に対する指示事項」について

令和 7 年度「学校に対する指示事項」を別紙のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理由

和泉市立学校の教育活動に対する基本方針として、校長に示し周知徹底を図る必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

参考資料

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、法第 25 条第 2 項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4)～(7) 略

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。

議案第23号

令和7年度「幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項」について

令和7年度「幼稚園に対する指示事項、保育所に対する指導・助言事項」を別紙のように定める。

令和7年3月27日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市立幼稚園に対する指示、和泉市立保育所に対する指導・助言の基本方針として、園長に示し周知徹底を図る必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

参考資料

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4)～(7) 略

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。